

(案)

仕様書

1. 業務名

令和8年度アリーナ整備に係る寄附金募集及び受入業務委託

2. 業務目的

本業務は、受託者独自のネットワークやノウハウを活かし、アリーナ整備事業に関心を持つ市内外の企業をリサーチし、効果的な働きかけやその他広く事業のPR等を行うことにより、多くの企業へ事業の認知・理解を促し、寄附を獲得することで、効果的・効率的にアリーナ整備に係る財源を確保することを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 業務内容

本業務の受託者は、次の各項及び令和8年3月2日に公示した令和8年度アリーナ整備に係る寄附金募集及び受入業務委託企画提案公募において提出した企画提案書により、本業務を履行すること。

本業務の概要及び、受託者が行う業務の流れについては、別紙1を参照のこと。

(1) 市内外の企業へのアリーナ整備事業の説明、寄附の働きかけ

受託者は、働きかけを行う企業をリサーチの上、直接訪問、電話、メール、DM送付、WEB面談などを通じて、アリーナ整備事業や寄附制度について丁寧に説明し、働きかけを行う企業の理解を十分に得ること。なお、働きかけを行う対象となる寄附の種類と企業は以下のとおりで、個人事業主は除く。

寄附の種類	対象企業	寄附の最低金額
企業版ふるさと納税 (地方創生応援税制)	本社が岡山市外にある法人	10万円
通常の寄附	全ての法人	1,000円

<参考>

岡山市企業版ふるさと納税ホームページ URL

<https://www.city.okayama.jp/shisei/0000016573.html>

(2) 寄附の意向がある企業（以下「寄附希望企業」という。）の報告

受託者は、寄附希望企業の情報、寄附見込額、寄附の振込方法（納付書による納付もしくは市の指定する口座への振り込み）、寄附の予定時期等、について、速やかに「様式（ア）寄附希望企業報告書」により電子メールにて岡山市へ報告すること。

(3) 寄附希望企業と岡山市との連絡調整

受託者は、寄附希望企業へ寄附申出方法、申出後の流れ等の説明を行い、寄附申出から寄附金振込、寄附受領書交付までの岡山市との連絡調整を行うこと。

(案)

なお、寄附の申出方法は申出フォームからの入力を想定している。申出フォームイメージは【別紙2】を参照。

- (4) アリーナ整備事業について広く事業の認知・理解を広げる取組
アリーナ整備事業の情報発信、PRなど受託者のホームページ等への掲載、SNSでの発信、パンフレットの作成・配布など、アリーナ整備事業への理解を広げる独自の取組を行うこと。
岡山市が作成しているPR動画などの素材は「10.著作権等」を遵守し、使用できるものとする。
<参考>岡山市ホームページ(アリーナ整備事業詳細)
<https://www.city.okayama.jp/shisei/0000075899.html>

5. 業務の遂行について

- (1) 受託者は、本業務を開始するにあたり、岡山市へ業務計画(工程表)、委託業務着手届を提出すること。
- (2) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、事前に働きかける予定の企業の一覧を契約締結後5日以内に岡山市へ提出すること。岡山市の承認後、業務を遂行することを原則とするが、岡山市が協議を申し出た場合、協議内容に従い業務を遂行すること。
提出する企業の情報は原則「法人名」「本店所在地」「代表者」「法人番号」の4項目を含むものとし、提出方法は、原則Excelデータでの提出とする。
なお、働きかける企業を追加する場合は、その都度、事前に一覧を提出し、承認を受けること。
- (3) 受託者は、関係法令等を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもって、本業務を遂行すること。
- (4) 受託者は、寄附希望企業を岡山市に報告するにあたり、以下の業務を不足なく行うこと。
- ① 寄附希望企業に対して、アリーナ整備事業の内容及び税制のしくみについて十分に説明すること。
<参考>
・企業版ふるさと納税
企業版ふるさと納税ポータルサイト
https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html
・通常の寄附
国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5281.htm>
- ② 企業が寄附を行うにあたっての注意事項【別紙3】について寄附希望企業へ十分に説明すること。
- ③ その他、岡山市が寄附を受けるにあたり事前に調整すべき事項を寄附希望企業と調整すること。

(案)

- (5) 受託者は以下の行為をしてはならない。以下の行為を行った場合は、岡山市は、直ちに契約を解除する。市から受領した該当の委託料がある場合は、返還するものとする。
- ① 企業が岡山市に対して寄附を行うことの見返りとして、寄附を行った企業（以下「寄附企業」という。）に経済的利益（金銭、物品など）を供与すること。
 - ② 企業へ寄附を強要すること。
- (6) 業務の進捗状況報告（月1回）
受託者は、「4（2）」とは別途、「4（1）～（4）」の業務に関する報告を行うこと。企業への働きかけ状況や取組内容を「様式（イ）アリーナ整備に係る寄附金募集及び受入業務委託進捗状況報告書」にて、翌月10日までに岡山市へ報告すること。ただし3月分については3月末までに報告すること。
（例）5月に企業へ働きかけなど行った業務については、6月10日までに報告する。
- (7) 想定以上の寄附が見込まれることにより、委託料額が岡山市の予算額を上回る場合、予算措置ができるまで、寄附の受入を停止する場合がある。
- (8) 本業務にかかる費用は受託者の負担とする。

6. 協議

- (1) 契約締結後速やかに、仕様内容、作業スケジュール等の確認のための協議を行うこと。
- (2) 受託者は岡山市と緊密な連絡に努め、必要に応じて協議を行うこと。

7. 委託料

- (1) 委託料の算定は成果報酬型によるものとし、受託者の働きかけにより岡山市が寄附受領に至った場合に、次の計算式で算出した委託料を支払うものとする。

委託料＝寄附金額の総額×インセンティブ率（10%以内）

+消費税及び地方消費税相当額（1円未満の単位は切り捨てとする）

※委託料算定のもととなる寄附金額について、複数の受託者の働きかけにより、寄附企業が寄附を行った場合、寄附額を受託者数で均等割した額（1円未満切り捨て）を委託料算定の寄附金額とする。なお、岡山市が過去に働きかけを行っている場合は、岡山市も受託者数に含める。

岡山市が過去に働きかけを行っている企業は5（2）の承認と同時に受託者へ伝達する。

8. 委託料の支払い要件等

- (1) 以下の要件をすべて満たした場合に成果の対象とする。
 - ① 法人からの寄附であること。
 - ② 受託者が寄附企業に働きかけを行い、当該寄附が受託者の働きかけにより行われたと確認できる場合（寄附企業が寄附申出時に、受託者の働きかけにより寄附したも

(案)

のであると、申出フォーム(【別紙2】の赤枠欄)において確認できること。)。なお、受託者から「4(2)」による報告又は、「5(2)」の一覧での報告もなく、寄附申出内容からも受託者の働きかけであることが確認できなかった場合、成果の対象とならない。

③ 契約締結日以後の寄附であること。

④ 令和9年3月31日までに岡山市の口座に寄附金が入金されること。

なお、岡山市が発行した納入通知書で納付する場合、寄附申出から寄附希望企業の手元に到達するまでには14日程度要し、納入する金融機関等により岡山市の口座への入金まで数日(土曜日、日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日を除く)要するため納付方法、納付時期について、寄附希望企業へ確認し、岡山市と事前に調整を行うこと。期日を過ぎた場合でも、岡山市が認めた場合は成果とする。

(2) (1) を満たした場合でも、受託者と寄附企業が以下の関係に当たる場合は成果として認めない。

① 受託者と寄附企業との間に一定以上の資本関係がある場合及びかかる場合と実質的に同様と考えられる場合。以下、ア～エは例とする。

ア 寄附企業と受託者が「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項」に規定する「関係会社」の関係にあたる場合。

イ 寄附企業と受託者が同一の持株会社の支配下の会社である場合

ウ 寄附企業と受託者の親会社が同一である場合。

エ 受託者の役員が寄附企業の株式の過半数を有する場合。

② 受託者と寄附企業との間の役員の兼務等、人的な関係が密接な場合。

ア 受託者と寄附企業の間に関係はなくとも、代表者が同一人物である場合

イ 受託者の役員と寄附企業の役員に2親等内の親族関係にある場合

③ 受託者が寄附企業に対し、強い経済的影響力を有する場合。以下、ア、イは例とする。

ア 受託者が寄附企業の売上の過半を占める主要顧客である場合

イ 受託者が寄附企業の総借入金に占める借入金の過半の融資を実施している金融機関である場合

④ 受託者と寄附企業が同一の場合。(受託者自らの寄附の場合。)

※①～④の「役員」とは、登記事項における役員を指す。

(3) 受託者は、以下の場合についても留意すること。

① 受託者と寄附企業が、スポンサーシップ契約、協賛契約、その他債権債務関係にある場合、本契約による岡山市からの委託料の支払いをもって、債務の履行に代えることは認めない。また、本委託料を将来的な債務の履行に充てることも認めない。これらに該当する場合は、本委託料の成果として認めない。

(案)

- ② 受託者と寄附企業、受託者同士の談合等による委託料の詐取など不正等が認められた場合は、成果として認めない。
- (4) その他、禁止されている行為を潜脱するような行為が認められた場合は、成果として認めない。
- (5) 委託料の支払い時期
 - ① 岡山市は、寄附金の入金の確認後、翌月 20 日までに、受託者へ成果の対象となる寄附企業や委託料額等を通知する。ただし 3 月分については別途定める。
 - ② 委託料の支払いについて受託者は、令和 9 年 3 月 31 日までに業務完了通知書を岡山市へ提出し、(5) ①の内容を踏まえ、令和 9 年 4 月 20 日までに市へ請求書を提出すること。

9. 秘密の保持

- (1) 本契約において秘密情報とは、本契約を締結する前か後かによらず、本業務遂行に関し、岡山市又は受託者いずれかの開示者（以下「開示者」という。）が相手方（以下「受領者」という。）に対して、秘密である旨明示して開示した営業上又は技術上の情報であって、その記録媒体上又はデータ頭書に、秘密又はそれに類することを示す表示を付した情報をいうものとする。また、口頭で開示する場合、開示した日より 2 週間以内に開示内容が秘密である旨を書面で受領者に通知することにより、秘密情報となるものとする。
- (2) 前号にかかわらず、次に該当することを受領者が証明できる情報は、秘密情報として取り扱わないものとする。
 - ① 開示を受けたときに既に保有していた情報。
 - ② 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報。
 - ③ 開示を受けた後、開示当事者から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報。
 - ④ 開示を受けたときに既に公知であった情報。
 - ⑤ 開示を受けた後、自己の責に帰し得ない事由により公知となった情報。
 - ⑥ 受領者は、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を管理するものとし、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、秘密情報を本業務以外の目的に使用し、又は第三者に開示しない。
 - ⑦ 受領者は、秘密情報を、当該秘密情報を知る必要のある最小限の自己の役員、従業員又は関係会社におけるこれらと同様の者に、本契約に定める秘密保持義務の内容を遵守させることを条件として、開示できるものとする。
 - ⑧ 受領者は、国、地方公共団体、裁判所その他これらに準ずる機関から法令上の根拠に基づき開示者の秘密情報の開示を求められたときは、ただちに開示者と協議し、法令上強制される必要最小限の範囲、方法により当該機関に対し開示を行うもの

(案)

とする。

- ⑨ 受領者は、本業務の遂行にあたり合理的に必要な最小限度の範囲で行う場合を除き、事前の書面による開示者の承諾を得ることなく、秘密情報を複製しない。また、受領者は、秘密情報を複製した場合、当該複製物を原本と同等の保管・管理を行うものとする。
 - ⑩ 受託者は、本契約終了時又は相手方が求めたときはいつでも、秘密情報を直ちに相手方に返還または相手方の承諾を得て廃棄する。
 - ⑪ 前号に定める場合において、秘密情報が自己の記録媒体等に含まれているときは、当該秘密情報を消去するとともに、相手方の求めに応じ、消去した旨（自己の記録媒体等に秘密情報が含まれていないときは、その旨）を書面にて相手方に報告するものとする。
 - ⑫ 受領者は、秘密情報につき、漏出、紛失、盗難、押収等の事故が発生したときは、直ちにその旨を相手方に報告し、相手方の指示に従い適切な対応をするものとする。
 - ⑬ 受託者の本業務に係るノウハウは秘密情報に該当するものとし、岡山市は、事前に受託者の同意なく、第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- (3) 受注者は、委託者と個人情報の取扱いに関する覚書を交わすこと。

10. 著作権等

- (1) 受託者は、本業務を遂行する上で岡山市が必要と認める場合に限り、岡山市が著作権を保有する岡山市の著作物を、本業務の範囲内で無償にて使用することができるものとし、岡山市は、受託者が当該著作物を、岡山市及び第三者の権利を侵害することなく使用できるように調整する。
- (2) 前項に基づき受託者が岡山市の著作物を使用する場合、使用方法等について事前に岡山市の許可を得なければならない。
- (3) 本業務の遂行の過程で生じた知的財産権等の帰属については、受託者が単独で行った創作、考案又は発明（以下「創作等」という。）を除き、岡山市に帰属するものとし、受託者が創作等をした著作物についての知的財産権等は、岡山市に無償で譲渡（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。以下同じ。）されるものとする。
- (4) 受託者は、前項に基づき著作権を譲渡した著作物に関し、著作者人格権を行使しない。
- (5) 受託者が本業務のために制作した事業紹介パンフレットがある場合については、本業務で受託者において利用できるものとする

(案)

1 1. その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、岡山市契約規則、個人情報の保護に関する法律その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。
- (2) 本業務を再委託することは認めない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議して定めることとする。